

各介護サービス事業所の管理者 様

山形県健康福祉部長
(公 印 省 略)

送迎等における交通事故の防止及び利用者の安全確保について（通知）

日ごろより、介護保険事業施策の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本県では、平成30年度に発生した介護サービス事業所の送迎車による交通死亡事故を受け、送迎等における交通事故の防止等について通知を発出し、注意を喚起してまいりましたが、令和2年6月11日に鶴岡市内で介護事業所の送迎車が道路から転落し、同乗していた利用者複数名が負傷するという交通事故が発生しました。

各事業者におかれましては、改めて職員へ注意喚起していただき、道路交通法による法令遵守や運転手の健康状況の把握など、下記の点に留意の上、交通事故の防止と利用者の安全確保により一層努められますようお願い申し上げます。

なお、介護サービスの提供により事故が発生した場合には、県（事業所を所管する総合支庁福祉担当課）、市町村、当該利用者の家族等へ連絡するよう県基準条例において規定しているところですが、利用者の生命に関わる事故等（送迎中の事故により第三者が死亡、重篤状態となった場合も含む。）については、事故が発生した当日中に速やかに報告くださるようお願いいたします。

記

【車両を使用した送迎業務における主な留意事項】

- 1 運転手の健康状況、体調等を把握し、運転者の技量に合わせて、車種に応じた適任者により運転させること。
- 2 必要に応じて運転手以外に介護職員を同乗させるなど安全な送迎に配慮すること。
- 3 車両について使用前の日常点検の実施など安全管理を徹底すること。
- 4 運転者や運転の開始・終了時間などを把握するため、運転日誌を整備すること。
- 5 道路交通法等関係法令を遵守し交通安全に努めるよう従業者に対する安全教育を行うこと。
- 6 すべての席のシートベルトの着用を徹底すること。
- 7 運転中の不要な急ハンドル・急ブレーキは行わず、安全速度を励行すること。
- 8 車椅子が必要な利用者に対しては、車両への適切な装着方法を従業者に周知するなどし、衝突時の安全を確保すること。
- 9 送迎時における利用者の乗降場所は安全な場所を選定すること。